

合併市に関する調査

記入月日：平成17年4月19日

基礎情報

都道府県・市名	秋田県・男鹿市(おがし)
合併期日	平成17年3月22日
合併形式	新設合併
住所 (旧市町村名も記載)	秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地1(旧男鹿市)
人口 (合併直近の国調)	38,130人
面積	240.80km ²
議員定数	24人(平成18年4月21日までは在任特例で37人)
関係市町村名	男鹿市、若美町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口 (人)	面積 (km ²)	議員数 (人)	高齢化比率 (%)
	男鹿市	30,469	198.15	21	29.7
	若美町	7,661	42.65	16	28.4
合計	-	38,130	240.8	37	-

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算

関係市町村	市町村名	歳入合計 (千円)	地方税 (千円)		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税 (千円)	地方交付税 (千円)		
	男鹿市	13,012,000	2,909,842	4,139,888	準過疎・辺地・半島	0.417
	若美町	3,182,000	382,252	1,639,888	過疎・半島	0.209
合計	-	16,194,000	3,292,094	5,779,776	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成16年3月24日	解散年月日：平成17年3月21日
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・名称 男鹿市若美町合併協議会 ・委員数 23人 ・開催状況 16回 	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年度から平成26年度までの10年間	
基本計画の主要項目	<ol style="list-style-type: none"> 1. 郷土の誇りを全国へ、活力あふれる産業づくり 2. いのち輝く、いきいき福祉のまちづくり 3. 人と自然が共存する、暮らし潤う環境づくり 4. のびのび育む、創造力あふれる人づくり 5. 地域の心を未来に引き継ぐ、文化・伝統のまちづくり 6. みんなが主役、ともに生き、ともに育む地域づくり 	
旧市町村庁舎の利活用	旧男鹿市役所 新市本庁舎 旧若美町役場 新市分庁舎・総合支所	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 1年 1ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：旧男鹿市議員36万3千円、旧若美町議会議員24万2千円	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	有	
内容	法人市民税 平成17年度は不均一課税とし、平成18年度から統一する。 国民健康保険税 合併後3年以内に統一する。	
合併特例債発行限度額（億円）	約100億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 合併の方式 新設合併 2. 合併の期日 平成17年3月22日 3. 新市の名称 男鹿市 4. 新市の事務所の位置 男鹿市船川港船川字泉台66番地1(旧男鹿市役所) 5. 財産の取扱い 2市町の所有する財産(権利及び義務を含む。)は、すべて新市に引き継ぐことを原則とし、合併前の2市町の特殊事情を十分考慮する。 6. 議会の議員の定数及び任期の取扱い 議会の議員については在任特例を適用し、平成18年4月21日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。在任特例期間中の報酬額は、現行のとおりとする。地方自治法第91条第7項の規定に基づく新市の議会の議員の定数は、24人とする。 7. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い 2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、在任特例を適用し、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、18人とする。選挙区については、合併前の男鹿市2選挙区、若美町1選挙区の3選挙区とする。 8. 一般職の職員の身分の取扱い 2市町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 9. 使用料、手数料等の取扱い 2市町で差異のある各種施設の使用料については、当分の間、現行のとおりとする。2市町で差異のある手数料については、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により合併時に統一する。 9. 町名、字名の取扱い 大字及び小字については、従前のとおりとする。若美町は、現行の大字の前に現町名を付さないものとする。 10. 上水道、ガス事業の取扱い 水道及び一般ガスの料金は、合併時は現行のとおりとし、合併後3年を目途に統一する。
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。
	特になし